

議案第●号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び
共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合に萩・長門清掃一部事務組合を加入させ、山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号及び同条第 11 号に規定する事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えること並びにこれに伴い山口県市町総合事務組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 ○年 ○月 ○日提出

○○市長 ○ ○ ○ ○

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

別表第 1 中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

別表第 2 の 2 の項中「、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合」を「、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合」に改め、同表の 6 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設

作 例

組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表の8の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改め、同表の11の項中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合」を「山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

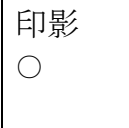
附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

原案可決

令和○年○月○日

●●●●●● 議会議長 ○ ○



この写しは議決書原本と相違ありません

令和○年○月○日

●●●●●● 議会議長 ○ ○

